

理学療法士

PT

作業療法士

OT

言語聴覚士

ST

として、

障がい児に対する実務経験を有する方へ

大阪府の支援学校で

自立活動教諭

として働きませんか？



教員免許状を持っていなくても教員採用選考テストを受験できるようになりました！
(要件は裏面をご覧ください。)

初任給 (令和8年4月1日採用者)

新卒者 (大学卒業者の場合)

約317,000円

大学卒業後5年間、民間の法人格を有する企業で
正社員として勤務していた場合

約342,000円

※給料月額、教職調整額、地域手当及び
義務教育等教員特別手当の合計額です。

※経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。

【大阪府公立学校教員ポータルサイト】

大阪府教員の魅力 (動画等)・イベント・
採用選考情報 (受験案内・過去問・
倍率等) を掲載しています。



大阪府 教員ポータルサイト

検索

<https://www.kyoin-pref-osaka.com/>

【公式SNS】採用選考等に関する情報発信中！

Instagram



@kyoin_pref_osaka

X (旧Twitter)



@osakafu_kyoin

要件 ※詳細は、受験案内をご確認ください。

次の①から④の要件を満たしていること。

- ① 特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の教員免許状（臨時免許状を除く。）を有していないこと。
- ② 令和9年3月31日までに大阪府教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の特別免許状の授与が見込まれること。
- ③ (ア)又は(イ)を満たしていること。
(ア)「理学療法士及び作業療法士法」に規定する理学療法士又は作業療法士の免許を受けていること。
(イ)「言語聴覚士法」に規定する言語聴覚士の免許を受けていること。
- ④ 令和8年3月31日までに、法人格を有する福祉施設等において、③に基づく専門職の正規職員として、3年以上（休職又は停職に相当する期間を除く。）の障がい児※に対する実務経験を有すること。
※児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

FAQ



Q. 採用後は、PT・OT・STとして勤務することになりますか？

A. PT・OT・STとしてではなく、自立活動教諭として勤務していただきます。
授業や担任、分掌、他教科指導等、教員としての業務全般を担当していただきます。

Q. 勤務先はどこになりますか？

A. 勤務先は、大阪府立の支援学校です。勤務先は、居住地を考慮し決定します。
なお、定期的に人事異動があり、勤務先が変わることがあります。

(参考) 支援学校一覧 <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/hp/shien.html>

Q. 特別免許状を授与されるまでの流れを教えてください。

A. 大阪府公立学校教員採用選考テストに合格後、大阪府教育委員会が実施する教育職員検定の申請をしていただきます（合格後に案内します）。教育職員検定に合格後、特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の特別免許状を授与します。

(参考) 特別免許状について <https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o180100/0025744.html>

令和8年度に実施する

PT・OT・STの方には
第1次選考の得点に10点加点!

令和9年度大阪府公立学校教員採用選考テストスケジュール

3月6日～
4月17日

出願期間

6月13日

第1次選考

6月26日

第1次選考
結果発表

6月下旬～
9月上旬

第2次選考

9月25日

最終結果発表